

2019年3月25日

## 日米合同委員会の議事録不開示決定の際の 日米間メールの文書提出命令申立てで 裁判所がインカメラ手続実施へ

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

当法人は、公的機関における知る権利の擁護と確立を目指して活動する特定非営利活動法人です。

本日、当法人による文書提出命令申立ての審理に際し、提出を求めている日米間の電子メールについて、証拠としての提出を命じるかの審理の一環として、東京地裁（民事2部、森英明裁判長）はインカメラ手続を行うとの判断を行いました。

当法人が文書提出を求めているのは、日米合同委員会議事録に対する情報公開請求を受け、外務省日米地位協定室事務官と日米合同委員会米側事務局長との間で、公開に同意するか否かを確認するために送受信されたメールです。文書提出命令の決定のために、提出を求めているメールの確認が必要と裁判所が判断しました。

インカメラ手続の実施は6月3日までに行うとされていますが、被告国は、意見書面でインカメラ手続の必要がないこと、また、3月14日付の日米合同委員会民間裁判管轄権分科委員会の米側共同議長の米空軍大佐による覚書を証拠として提出し、「米国政府が、日米両政府間の内部調整に萎縮効果を及ぼすことを防ぎ、在日米軍の安定的な駐留を維持するためなどの理由から、日本の司法システムに対する信頼と経緯を前提としても、インカメラ手続の実施には強く反対する旨の意思表示をしている」（被告国意見書面）との主張を行っているため、外務省の対応が注目されます。

なお、本件事案は、1960年の第1回日米合同委員会の議事録のうち、日米双方が同意しない限り議事録等を公表しないと取り決めた部分の情報公開請求を行い、不開示と外務省が判断したため、情報公開訴訟を提起していたものです。その後、別件訴訟でまさに当法人に不開示とした議事録部分を、国を原告とし沖縄県を訴えた訴訟で国が証拠として提出していたことが発覚。これを受けて、外務省は決定を変更して当該議事録部分を開示しました。しかし、当法人は、当初の不開示決定がそもそも違法であったとの立場から、国家賠償請求に訴えを変更して係争していたところ、被告国が、当初の決定に違法はなかったとの主張をする中で、不開示決定時点で日米間のメールおよび電話のやり取りで、米側から非公表の立場が示されたとの主張がされるに至り、このメールの文書提出命令を申し立てていました。経緯については、別紙をご参照ください。

以上

### ◆連絡先

特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス（担当 三木）  
〒160-0008 東京都新宿区四谷三栄町14-7 芝本マンション403  
TEL.03-5269-1846 FAX.03-5269-0944  
E-Mail icj@clearing-house.org

## 1 本事案の概要

訴訟の対象：外務省の行った日米合同委員会（1952年、1960年）の議事録の一部  
に対する不開示決定

原告：特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
理事長 三木由希子（法人としての提訴）

被告：国（処分庁 外務省）

提訴日：2015年12月2日

弁護団：近藤卓史、二関辰郎、牧田潤一郎、秋山淳、神谷延治、加賀山瞭、  
小野高広

※ なお、本事件は自由人権協会の支援事件で、弁護団は協会所属の  
弁護士により構成されています。

## 2 本事案の経過

2015/3/4	国が沖縄県の行った北部演習場内を通る国道 70 号線の共同使用に関する文書の公開決定の取消を求める訴訟を提起【別訴】
2015/4/30	外務大臣に請求対象文書の情報公開請求 ①昭和 27 年 8 月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの ②日米地位協定発効後に開催された第 1 回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの
2015/6/30	全部不開示決定
2015/12/2	東京地裁に不開示決定取り消しを求める情報公開訴訟提起（平成 27 年（行ウ）700 号）
2016/1/26	第 1 回期日
2016/9/13	別訴で証拠提出されていた本件不開示文書を証拠提出 ※ 別訴で国側が、請求対象文書と全く同じものを提訴の時点で那覇地裁に証拠提出していたことが、写しを取り寄せて判明（別訴は防衛省案件）
2016/10/13	日米合同委員会で請求対象文書の公表を合意
2016/10/14	外務大臣が決定変更をし、開示決定
2016/11/24	原告 訴えの変更申立て（国家賠償請求）
2017/1/12	訴え変更の申立て許可決定
2017/4/18	被告準備書面（5）で当初不開示決定での確認経緯（米側とのメールおよび電話でのやり取りなど）を説明し、外務省国際協力局政策課主席事務官の陳述書でも同趣旨の説明、日米合同委員会米側代表の在日米

	<p>軍副司令官・海兵隊少将でも日本側とメール・電話でのやり取りがあったとする書面提出</p> <p>→原告からメールの提出を求め裁判所が被告に検討するよう求め、次回期日までの回答</p>
2017/6/8	<p>口頭弁論で、被告国から米側との協議未了であるとの説明。次回期日に回答持ち越し</p>
2017/7/25	<p>同日付の外務省日米地位協定室長、同省国際協力局政策課主席事務官の陳述書、「メールを証拠提出できない」。</p>
2017/7/27	<p>同日付の日米合同委員会米側代表の在日米軍副司令官・海兵隊少将の書面で、メールの証拠提出に「同意しかねる」</p>
2017/8/7	<p>原告 文書提出命令申立て（米側とのメールは「当事者が訴訟において引用した文書」（民事訴訟法 220 条 1 号）に該当）</p>
2018/2/28	<p>被告国が従来の準備書面での日米間で不開示決定の際にメールと電話で確認したとの主張を撤回（撤回に該当するかについては係争中）</p>
2018/9/19	<p>原告 文書提出命令申立てで、「公務秘密文書に該当しない」（民事訴訟法 220 条 4 号ロ）との仮定的主張を追加</p>
2019/3/25	<p>東京地裁 メールのインカメラ手続を実施すると判断</p>